

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名 農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）	
要望項目名	国有林野の管理経営に関する法律の一部改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>第198回通常国会で可決・成立した国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（施行期日は令和2年4月1日）においては、国有林の一定の区域において、一定の期間、安定的に樹木を採取（伐採）できる権利である樹木採取権（みなし物権）を意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に設定できることとするとともに、樹木採取権の登録（登記に相当）もできることとしている。</p> <p>この樹木採取権について、他のみなし物権と同様に、消費税法施行令において調整対象固定資産として規定する税制上の措置を要望する。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>樹木採取権について、他のみなし物権と同様に、消費税法施行令において調整対象固定資産として規定する税制上の措置を要望する。これにより、樹木採取権の取得にあたって樹木採取権者が納める消費税額が実態に即した課税売上割合のよるものとする事ができる。</p>	
関係条文	・ 消費税法施行令第五条第一項第八号	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p> <p>※ 改正法により新たに創設する樹木採取権はみなし物権であることから、その税制上の取扱について規定の整備を要望するものであり、新たな税制上の優遇措置を要望するものでないため。</p>	
ページ		2 — 1

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 意欲と能力のある林業経営者の育成のため、今後供給量の増加が見込まれる国有林材の一部について、公益的機能の維持増進や地域の産業振興等を条件に、現行の入札に加え、一定期間・安定的に原木供給できる仕組みを拡充する。</p> <p>(2) 施策の必要性 森林経営管理法による新たな森林管理システムでは、経営管理が不十分な民有林を意欲と能力のある林業経営者（森林組合、素材生産業者、自伐林家等）に集積・集約することとしたところであり、このシステムを円滑に実施し、意欲と能力のある林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要であり、このためには、民有林を補完する形で、国有林が長期・安定的にこうした林業経営者に木材を供給することが有効。</p> <p>○成長戦略2019（令和元年6月21日閣議決定） Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化 7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現 (2) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 林業改革 ① 原木生産の集積・拡大 ・国有林野の一定の区域において、公益的機能を維持しつつ、長期・安定的に樹木を採取できる権利を、意欲と能力のある林業経営者等に設定できる仕組みを創設する。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2019（骨太の方針）（令和元年6月21日閣議決定） 3. 地方創生の推進 (2) 地域産業の活性化 ② 農林水産業の活性化 林業・木材産業の成長産業化に向けて、新たな森林管理システムによる経営管理の集積・集約化、国有林の樹木採取権制度による地域の林業経営の育成、路網整備や高性能林業機械の導入等を推進する。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>－ ※ 改正法により新たに創設する樹木採取権はみなし物権であることから、その税制上の取扱について規定の整備を要望するものであり、新たな税制上の優遇措置を要望するものでないため。</p>
<p>ページ</p>	<p>2 — 2</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策評価体系図における位置付け】</p> <p>≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>≪中目標≫ 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>≪政策分野≫ 森林の有する多面的機能の発揮 林業の持続的かつ健全な発展</p>
	政策の達成目標	令和6年度までに樹木採取権の設定時よりも事業規模が拡大している者：10者
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	— ※ 改正法により新たに創設する樹木採取権はみなし物権であることから、その税制上の取扱について規定の整備を要望するものであり、新たな税制上の優遇措置を要望するものでないため。
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	— ※令和2年4月施行予定であるため。
有効性	要望の措置の適用見込み	当面10ヶ所程度を想定。その後地域の要望等を踏まえながら引き続き設定を検討。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	— ※ 改正法により新たに創設する樹木採取権はみなし物権であることから、その税制上の取扱について規定の整備を要望するものであり、新たな税制上の優遇措置を要望するものでないため。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本税制上の措置によって、樹木採取権の取得にあたって樹木採取権者が納める消費税額が実態に即した課税売上割合のよるものとするができる。また、他のみなし物権が調整対象固定資産として規定されていることから、樹木採取権についても同様に調整対象固定資産として規定することが妥当と考えられる。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>— ※令和2年4月施行予定であるため。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>—</p>